障害者手帳をお持ちの方へ

家庭ごみ処理手数料を減免します(ごみ処理袋引換券の交付)

11月1日より、申請受付を開始いたします。

該当される方は大変お手数ですが、毎年度、あらためて申請をお願いいたします。

〇 対象となる方

次のいずれかの手帳をお持ちの方で、属する世帯の世帯員全員(住民票上の同一世帯員のこと)が、市民税非

課税である場合、対象となります。

- •身体障害者手帳 1•2級
- ・愛の手帳 1・2度
- ·精神障害者保健福祉手帳 1·2級

※ 既に、同世帯員の減免、他の要件で減免の対象となっている世帯の方には、重複してごみ処理袋引換券を交付いたしません。

現在減免の対象となっている世帯

- · 生活保護 · 特別障害者手当
- 中国残留邦人等自立支援
- · 児童扶養手当 · 特別児童扶養手当
- ・老齢福祉年金 の受給者

〇 減免の内容

ごみ処理袋 200袋(中袋)を年間で110枚 (同一世帯員が5人以上の場合は、220枚)

- ※ 200袋が大きすぎる場合には、100・50袋(どれでも交付枚数の上限は同じ)に引き換えることができます。
- ※ 申請受付開始日(11月1日)から一定期間が経過するごとに、引き換えられる袋の枚数が異なってきます。

〇 申し込みから、ごみ処理袋引換券の交付までの流れ

- 1 「申請書」に必要事項(裏面の記載例をご覧ください)を記入の上、お申し込みください申請書は次のいずれかの方法でお受け取りください。
 - ごみ総合対策課・障害者福祉課・市政センターの窓口で配布
 - ・ごみ総合対策課・障害者福祉課のホームページ上のデータをダウンロード
 - |・来所が困難な場合のみ、ごみ総合対策課までご連絡いただければ、郵送いたします。

2 申し込み方法

次のどちらかの方法で、お申し込みください(毎年11月1日より受付開始)。

※11月1日が土・日曜日の場合は、翌開庁日より受付開始となります。

- ・ごみ総合対策課の窓口(武蔵野クリーンセンター管理棟1階)へ持参
- ・ごみ総合対策課へ郵送

 $\mp 180 - 0012$

緑町3-1-5 武蔵野クリーンセンター内 武蔵野市ごみ総合対策課 管理計画係宛

※ 申請する年の1月2日以降に武蔵野市に転入された方におかれましては、申請した日の属する年度分の手帳所持者及び世帯員全員の市民税非課税証明書(前住所地で交付)を、申請書とともにご提出ください(当該年度分の課税状況が確定していない場合には、その前年度分の非課税証明書をお願いいたします)。

3 ごみ処理袋の受取方法

お申し込みから1ヶ月以内に、ごみ総合対策課において減免要件を確認し、結果を郵送いたします。

- ・該当しない方・・・該当しない旨を通知いたします。
- ・該当する方・・・減免承認通知書と家庭ごみ処理袋引換券を送付いたします。

家庭ごみ処理袋引換券を、ごみ総合対策課または各市政センターまで切り取らずにお持ちになって、必要枚数をお受け取りください。

※一度引き換えをしたごみ処理袋のサイズの変更はできません。